国立大学法人東京医科歯科大学 IR 室設置要項

（令和元年７月３１日
制　　定）

（設置）
第１条　国立大学法人東京医科歯科大学(以下「本学」という。)に、学内の様々なデータ収集・分析等のIR(Institutional Research)活動を行い、学長の戦略的な大学運営の意思決定、推進及び改善に資するため、IR室を置く。

（業務）
第２条　IR室は、学長の指示に基づき、次に掲げる業務を行う。
(1) 大学運営に係るデータの収集、分析及び調査研究に関すること。
(2) 大学運営に係るデータ分析結果の提供に関すること。
(3) 学長の意思決定や大学運営に係る総合的な戦略の企画の支援に関すること。
(4) その他大学におけるIRの推進に関すること。

（室長）
第３条　IR室に、室長を置き、学長が指名する者をもって充てる。
２　室長は、IR室の業務を総括する。

（副室長）
第４条　IR室に、副室長を置き、学長が指名する者をもって充てる。
２　副室長は、室長の命を受けて、IR室の業務を処理する。

（室員）
第５条　第２条の各号に掲げる業務を円滑に遂行するため、IR室に、次の室員を置く。
(1) 教員
(2) 国立大学法人東京医科歯科大学事務組織規則（平成１６年規則第４号）第１０条第１項及び第１２条第１項に規定する事務職員
２　前項第１号に規定する者のうち、本学の教員をもって充てる場合は、室長の推薦により学長が委嘱する。

（IR室運営会議）
第６条　IR室に、IR室運営会議（以下、「運営会議」という）を置く。

（審議事項）
第７条　運営会議は、第２条に規定する業務を遂行するため、IR室の運営の基本方針等の企画・立案及びその実施に関すること並びにその他IR室の管理運営に関する重要事項を審議する。

（組織）
第８条　運営会議は次の各号に掲げる者をもって組織する。

（1） 室長
（2） 副室長
（3） 室員（教員）
（4） 統合情報機構事務部長
（5） その他室長が必要と認めた者
２　前項第５号に掲げる構成員は、室長が指名する。

（任期等）
第９条　前条第１項第３号及び第５号に掲げる構成員の任期は２年とし､再任を妨げない。ただし、当該構成員の任期の末日は当該構成員を委嘱する学長の任期の末日以前とする。
２　欠員により補充された構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

（議長）
第１０条　運営会議に議長を置き、室長をもって充てる。
２　議長は、運営会議を招集し、これを主宰する。
３　議長に事故がある時は、室長があらかじめ指名する副室長がその職務を代行する。

（会議）
第１１条　運営会議は、構成員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
２　運営会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

（構成員以外の者の出席）
第１２条　運営会議において必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

（事務）
第１３条　IR室の事務は、統合情報機構事務部IR事務室において処理する。

（雑則）
第１４条　この要項に定めるもののほか、IR室に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附　則
この要項は、令和元年８月１日から施行する。
附　則（令和２年４月１日制定）
この要項は、令和２年４月１日から施行する。
附　則（令和２年１０月２８日制定）
この要項は、令和２年１０月２８日から施行し、令和２年１０月１日から適用する。
附　則（令和４年３月２日制定）
この要項は、令和４年４月１日から施行する。